

令和8年第2回  
対馬市議会定例会議案



対馬市

# 目 次

承認第10号	専決処分の承認を求めることについて（対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	3
報告第1号	令和7年度対馬市一般会計継続費繰越計算書について	7
報告第2号	令和7年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書について	9
報告第3号	令和7年度対馬市旅客定期航路事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	13
報告第4号	令和7年度対馬市水道事業会計予算繰越計算書について	15
議案第47号	令和8年度対馬市一般会計補正予算（第2号）	別冊
議案第48号	令和8年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第49号	対馬市移住・定住促進住宅条例の一部を改正する条例	19
議案第50号	対馬市水道条例の一部を改正する条例	21
議案第51号	漁港区域内公有水面の埋立てについて（豊漁港）	23
議案第52号	財産の取得について	31
議案第53号	財産の取得について	33

承認第10号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年6月16日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

処分事項

対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専決第16号

専決処分書

対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、緊急を要するものと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分とする。

令和8年5月26日

対馬市長 比田勝 尚喜

対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

対馬市国民健康保険税条例（平成16年対馬市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の8.3」を「100分の8.5」に改める。

第5条中「2万6,000円」を「2万7,000円」に改める。

第6条中「100分の2.8」を「100分の2.9」に改める。

第7条の2中「8,500円」を「8,800円」に改める。

第7条の3第1号中「7,300円」を「7,500円」に改め、同条第2号中「3,650円」を「3,750円」に改め、同条第3号中「5,475円」を「5,625円」に改める。

第9条中「9,700円」を「9,800円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「18,200円」を「18,900円」に改め、同号ウ中「5,950円」を「6,160円」に改め、同号エ（ア）中「5,110円」を「5,250円」に改め、同号エ（イ）中「2,555円」を「2,625円」に改め、同号エ（ウ）中「3,833円」を「3,938円」に改め、同号オ中「6,790円」を「6,860円」に改め、同項第2号ア中「13,000円」を「13,500円」に改め、同号ウ中「4,250円」を「4,400円」に改め、同号エ（ア）中「3,650円」を「3,750円」に改め、同号エ（イ）中「1,825円」を「1,875円」に改め、同号エ（ウ）中「2,738円」を「2,813円」に改め、同号オ中「4,850円」を「4,900円」に改め、同項第3号ア中「5,200円」を「5,400円」に改め、同号ウ中「1,700円」を「1,760円」に改め、同号エ（ア）中「1,460円」を「1,500円」に改め、同号エ（イ）中「730円」を「750円」に改め、同号エ（ウ）中「1,095円」を「1,125円」に改め、同号オ中「1,940円」を「1,960円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,900円」を「4,050円」に改め、同号イ中「6,500円」を「6,750円」に改め、同号ウ中「10,400円」を「10,800円」に改め、同号エ中「13,000円」を「13,500円」に改め、同項第2号ア中「1,275円」を「1,320円」に改め、同号イ中「2,125円」を「2,200円」に改め、同号ウ中「3,400円」を「3,520円」に改め、同号エ中「4,250円」を「4,400円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和8年6月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の対馬市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第 1 号

令和 7 年度対馬市一般会計継続費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 1 項の規定により、令和 7 年度対馬市一般会計継続費の逡次繰越しについて別紙のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 16 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

令和7年度 対馬市一般会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費 の 総額	令和7年度継続費 予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度繰 越額	左 の 財 源 内 訳			
				予 算 計 上 額	前 年 度 通 次 繰 越 額	計				繰 越 金	特 定 財 源		
											国 支 出 金	地 方 債	そ の 他
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道尾浦浅藻線道路改良事業	5,530,300,000	1,427,500,000	1,161,144,500	2,588,644,500	1,192,246,000	1,396,398,500	1,396,398,500	69,995,500	697,703,000	628,700,000	
	6 住宅費	公営住宅等整備事業	903,034,000	215,207,000	557,164,381	772,371,381	724,436,031	47,935,350	47,935,350	35,350		47,900,000	
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	市道浜久須富浦線道路災害復旧事業	302,100,000	91,000,000	51,000,000	142,000,000	91,110,620	50,889,380	50,889,380	1,089,380	40,000,000	9,800,000	

報告第 2 号

令和 7 年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により、令和 7 年度対馬市一般会計繰越明許費の繰越しについて別紙のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 1 6 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

令和7年度 対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
2 総務費	1 総務管理費	人事給与システム改修事業	1,364,000	1,364,000					1,364,000	
		東里庁舎受変電設備改修事業	36,500,000	36,500,000	36,000,000				500,000	
		対馬市CATV施設改修事業	14,210,000	14,210,000					14,210,000	
		2050年:世界最先端のサステナブルアイランド推進事業	18,031,000	18,031,000		8,309,000			9,722,000	
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍システム等改修事業	4,323,000	4,323,000		3,223,000			1,100,000	
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	5,330,000	5,330,000		5,330,000			0	
4 衛生費	1 保健衛生費	水道事業負担金	80,468,000	80,468,000			57,300,000		23,168,000	
6 農林水産業費	1 農業費	農道洲藻1号線用地測量委託事業	6,000,000	6,000,000					6,000,000	
		2 林業費	小茂田地区自然災害防止事業	4,600,000	4,600,000		2,250,000	2,100,000	225,000	25,000
			林業専用道一重鳴滝線開設事業	43,100,000	43,100,000		25,800,000	16,600,000	688,000	12,000
	林道シワカウ線改良事業		16,594,000	16,594,000		8,247,000	8,300,000		47,000	
	3 水産業費	対馬地区魚礁整備事業	112,217,000	112,216,140	69,356	93,346,784	18,800,000		0	
		漁港緊急自然災害防止事業	66,600,000	66,600,000			66,600,000		0	
		漁港単独事業	898,000	897,180					897,180	
		尾崎漁港整備事業	17,346,000	17,345,900		14,016,774	3,000,000		329,126	
		根緒漁港整備事業	237,987,000	237,986,625		194,472,316	42,800,000		714,309	
		対馬漁港機能保全整備事業	151,061,000	151,060,975		120,688,780	30,300,000		72,195	
		農山漁村地域整備交付金事業	15,006,000	15,005,900		10,434,130	4,000,000	111,795	459,975	
県漁港事業負担金	13,835,000	13,834,600	73,000		13,700,000		61,600			
7 商工費	1 商工費	対馬市生活応援券事業	290,785,000	290,785,000		265,000,000			25,785,000	
		デジタル素材を活用した島の観光物産の魅力発信事業	13,232,000	13,232,000		4,118,000			9,114,000	
		あそびパーク整備事業(単独)	21,082,000	21,081,540	21,000,000				81,540	

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				一般財源
					既 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
8 土木費	2 道路橋りょう費	公用車購入事業	8,165,000	8,165,000					8,165,000
		市道仁位貝鮎線道路改良事業	59,354,000	59,354,000	50,000	41,372,000	17,900,000		32,000
		市道堂坂線道路改良事業	32,500,000	32,500,000	10,000	22,190,000	10,300,000		0
		市道曾位之端線道路改良事業	23,520,000	23,520,000	90,000	16,401,000	7,000,000		29,000
		市道仁田志多留線道路改良事業	15,830,000	15,830,000	84,000	11,046,000	4,700,000		0
		市道小浦線道路災害防除事業	53,550,000	53,550,000		37,100,000	16,400,000		50,000
		対馬市通学路緊急対策推進事業	1,188,000	1,188,000	10,000	754,000	400,000		24,000
		市道安神1号・4号線道路改良事業	47,200,000	47,200,000		23,500,000	21,300,000		2,400,000
		市道尾崎郷崎線改良事業	5,000,000	5,000,000			5,000,000		0
		市道竹敷昼ヶ浦線道路改良事業	5,500,000	5,500,000			5,500,000		0
		市道西津屋線道路改良事業	32,300,000	32,300,000			32,300,000		0
		市道仁田志多留線道路災害防除事業	4,200,000	4,200,000			4,200,000		0
		市道落土砲台線道路災害防除事業	13,200,000	13,200,000			13,200,000		0
		伊奈地区道路災害防除事業	20,200,000	20,200,000			20,200,000		0
		国県道整備事業負担金	1,729,000	1,728,600	1,700,000				28,600
		トンネル長寿命化事業	1,273,000	1,272,500	25,500	742,000	500,000		5,000
		トンネル照明更新事業	31,529,000	31,528,420	97,420	21,931,000	9,500,000		0
		橋梁長寿命化事業	92,379,000	92,378,806	86,000	64,087,000	28,200,000		5,806
	3 河川費	高浜地区急傾斜地崩壊対策事業	15,500,000	15,500,000			15,500,000		0
		県急傾斜地崩壊対策事業負担金	3,250,000	3,250,000			3,200,000		50,000
	4 港湾費	県港湾事業負担金	63,446,000	63,445,476	80,000		61,600,000		1,765,476
		県海岸事業負担金	6,710,000	6,709,806			6,400,000		309,806

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				一般財源
					既 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
9 消防費	1 消防費	消火栓改修事業	2,333,000	2,333,000					2,333,000
		耐震性貯水槽建設事業	9,941,000	9,941,000	30,000		9,900,000		11,000
		消防ポンプ自動車購入事業	89,132,000	89,132,000			83,100,000		6,032,000
		消火栓設置負担金	7,017,000	7,017,000			7,000,000		17,000
		2B型救急自動車購入事業	22,056,000	22,056,000			17,500,000		4,556,000
		対馬市中小河川ハザードマップ作成事業	3,357,000	3,356,100	1,500,000	1,637,000			219,100
10 教育費	2 小学校費	小学校トイレ洋式化事業	35,636,000	35,636,000		3,666,000	31,600,000		370,000
		5 社会教育費	対馬市交流センターイベントホール空調設備改修事業	153,193,000	153,192,200			153,100,000	
		対馬博物館特別展図録等製作事業	4,326,000	4,325,600	4,000,000				325,600
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業	10,288,000	10,287,800		7,627,300	2,300,000		360,500
		林業施設災害復旧事業	55,171,000	55,171,000		44,298,000	7,400,000		3,473,000
	2 公共土木施設災害復旧費	道路災害復旧事業	5,100,000	5,100,000		4,000,000	1,100,000		0
		河川災害復旧事業	60,046,000	60,045,500	30,000	41,841,000	17,200,000		974,500
	3 文教施設災害復旧費	文教施設災害復旧事業	4,000,000	4,000,000			4,000,000		0
13 諸支出金	2 公営企業費	旅客定期航路事業繰出金	24,950,000	24,950,000					24,950,000
合 計			2,194,638,000	2,194,629,668	64,935,276	1,097,428,084	881,000,000	1,024,795	150,241,513

報告第 3 号

令和 7 年度対馬市旅客定期航路事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、令和 7 年度対馬市旅客定期航路事業特別会計繰越明許費の繰越しについて別紙のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 16 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

令和7年度 対馬市旅客定期航路事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
2	施設費	1 施設費	エンジン換装事業	24,950,000	24,950,000				24,950,000	
合計			24,950,000	24,950,000	0	0	0	24,950,000	0	

## 報告第 4 号

### 令和 7 年度対馬市水道事業会計予算繰越計算書について

対馬市水道事業管理者対馬市長比田勝尚喜から対馬市水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について報告があったので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 16 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

令和7年度対馬市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発 生 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す る棚卸資産の購 入限度額	説 明
						企業債	国県補助金	補償金	工事負担金	損益勘定 留保資金			
1. 資本的支出	1. 建設改良費	主要地方道厳原豆殿 美津島線配水管布設 替工事	円 19,921,000	円 6,000,000	円 13,921,000	円	円	円	円 6,153,000	円 7,768,000	円	円	本工事は、配水管 の布設替を行うもの であるが、渇水対策 本部の設置に伴い、 工事の一部を制限す ることとなり、工程 の再調整に不測の日 数を要したことによ り、年度内の事業完 了が困難となったた め
		水源開発事業	33,900,000		33,900,000					33,900,000			本事業は、水量確 保のため水源の開発 を行うものである が、当初予定してい た掘削箇所におい て、長崎県との協議 の中で支障があるこ とがわかり、掘削箇 所の選定に不測の日 数を要したことによ り、年度内の事業完 了が困難となったた め
		水道監視システム通 信改修事業	170,920,000	8,405,463	162,514,537	162,500,000					14,537		

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発 生 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す る棚卸資産の購 入限度額	説 明
						企業債	国県補助金	補償金	工事負担金	損益勘定 留保資金			
		鶏知地区配水管改修 工事	円 34,985,318	円 32,318	円 34,953,000	円 34,900,000	円	円	円	円 53,000	円	円	本工事は、配水管 の改良を行うもので あるが、配水管埋設 道路の管理者である 長崎県との協議に不 測の日数を要したこ とにより、年度内の 事業完了が困難と なったため
		市道宮谷棧原1号線配 水管移設工事	円 11,792,000	円 2,300,000	円 9,492,000			円 5,000,000		円 4,492,000			本工事は、長崎県 が実施する一般国道 382号交通安全施設 等整備工事に伴い水 道管の移設を行うも のであるが、他工事 との調整に不測の日 数を要したことによ り、年度内の事業完 了が困難となったた め
		主要地方道棧原小茂 田線配水管移設工事	円 1,012,000		円 1,012,000			円 920,100		円 91,900			本工事は、長崎県 が実施する主要地方 道棧原小茂田線道路 災害防除工事に伴い 水道管の移設を行う ものであるが、長崎 県の施工する護岸工 事が遅延したことによ り、年度内の事業完 了が困難となったた め
		市道尾崎郷崎線水道 管仮設工事(新橋)	円 6,500,000		円 6,500,000			円 4,710,000		円 1,790,000			本工事は、対馬市 が実施する新橋橋梁 工事に伴い水道管の 移設を行うものでは あるが、橋梁本体工 事が遅延したことによ り、年度内の事業完 了が困難となったた め

款	項	事業名	予 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す る棚卸資産の購 入限度額	明 説
						企業債	国県補助金	補償金	工事負担金	損益勘定 留保資金			
		市道西津屋線送水管 仮設工事	1,000,000		1,000,000			500,000		500,000		円	本工事は、対馬市 が実施する市道西津 屋線道路改良工事に 伴い水道管の移設を 行うものであるが、延 道路本体工事が遅延 したことにより、年 度内の事業完了が困 難となったため
		中央地区簡易水道基 幹改良事業	144,796,000	41,000,000	103,796,000		39,434,000		35,113,000	9,549,000			本事業は、中央地 区水道施設の改良を 行うものであるが、 観光客への影響を考 慮し、断水計画及び 施工箇所の見直しに 不測の日数を要した ことにより、年度内 の事業完了が困難と なったため
		中西部地区簡易水道 基幹改良事業	181,279,000	14,400,000	166,879,000		75,380,000		46,219,000	7,680,000			本事業は、中西部 地区水道施設の改良 を行うものである が、同地区で長崎県 が発注する河川工事 が実施されることと なり、長崎県との協 議を踏まえ工事開始 を遅らせたことによ り、年度内の事業完 了が困難となったた め
		合計	606,105,318	72,137,781	533,967,537	254,700,000	114,814,000	11,130,100	87,485,000	65,838,437			

議案第 4 9 号

対馬市移住・定住促進住宅条例の一部を改正する条例

対馬市移住・定住促進住宅条例（平成 2 9 年対馬市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条第 1 項中「切り捨てた額」の次に「に、2, 0 0 0 円を加算した額」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例は、施行の日以後に入居した者から適用するものとし、同日以前に入居している者については、なお従前の例による。

令和 8 年 6 月 1 6 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜



議案第 5 0 号

対馬市水道条例の一部を改正する条例

対馬市水道条例（平成 1 6 年対馬市条例第 2 0 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条第 1 項の表を次のように改める。

用途	口径	基本料金		超過料金（基本水量を超えて使用する場合にその超えたる 1 m <sup>3</sup> につき）
		基本水量	金額	
一般用	1 3 m m	5 m <sup>3</sup> まで	1, 5 4 0 円	2 9 0 円
		1 0 m <sup>3</sup> まで	2, 0 6 0 円	
	2 0 m m	5 m <sup>3</sup> まで	1, 9 3 0 円	
		1 0 m <sup>3</sup> まで	2, 3 2 0 円	
	2 5 m m	1 0 m <sup>3</sup> まで	2, 9 6 0 円	
	3 0 m m	1 0 m <sup>3</sup> まで	3, 4 8 0 円	
	4 0 m m	1 0 m <sup>3</sup> まで	4, 6 4 0 円	
	5 0 m m	1 0 m <sup>3</sup> まで	5, 9 3 0 円	
	7 5 m m	1 0 m <sup>3</sup> まで	8, 9 0 0 円	
	1 0 0 m m	1 0 m <sup>3</sup> まで	1 1, 8 6 0 円	
浴場営業用		1 0 0 m <sup>3</sup> まで	1 5, 5 4 0 円	3 7 0 円
船舶用・一時用		1 m <sup>3</sup> につき		5 1 0 円

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の対馬市水道条例第24条第1項の規定は、令和8年11月分として徴収する料金から適用し、同年10月分までの料金については、なお従前の例による。

令和8年6月16日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 5 1 号

漁港区域内公有水面の埋立てについて（豊漁港）

別紙の公有水面埋立免許の出願に係る意見について異議のない旨、長崎県知事に答申したいので、公有水面埋立法（大正 1 0 年法律第 5 7 号）第 3 条第 4 項の規定により議会の議決を求める。

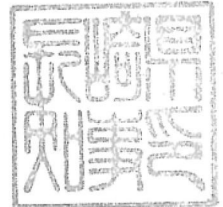
令和 8 年 6 月 1 6 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

7 漁港許第 2 号  
令和 8 年 4 月 2 7 日

対馬市長 様

長崎県知事 平田 研



公有水面埋立免許出願に対する市町村の意見について

このことについて、別添のとおり長崎県から出願がありましたので、公有水面埋立法第 3 条第 1 項の規定により貴職の意見を求めます。

なお、意見は本日から 4 カ月以内に貴市議会の議決書を添えてお願いします。

この文書の取扱

長崎県水産部漁港漁場課 調整・管理担当

電話 095(895)2853



# 公有水面埋立免許願書

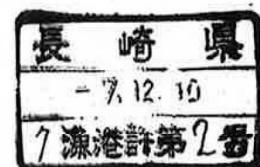
R07-14051-00314  
令和7年12月4日

長崎県知事 大石賢吾 様

出願人 所在地 長崎県長崎市尾上町3番1号  
名 称 長 崎 県  
代表者 住 所 長崎県長崎市尾上町3番1号  
氏 名 長崎県知事 大石 賢吾



公有水面埋立法第2条第1項の公有水面埋立ての免許を受けたいので、  
下記により、出願します。



## ( 1 ) 埋立て必要理由書

### 1. 埋立ての動機

本申請地の一般県道大浦比田勝線は、対馬市上対馬町大浦の国道 382 号との接続点を起点とし、鰐浦、豊、泉を経由して比田勝までの延長 11.35 k m の県道である。

申請地がある豊地区は対馬島の北部に位置し、本路線の中間地点にあたる。地形は対馬島特有のリアス式海岸で、その湾奥部に漁業を中心とした世帯数 140 世帯余りで集落を成し、周りは田畑等の農地が点在する。

本路線は地元住民においては、対馬北部の生活拠点である比田勝市街地へ行くための重要な路線となっている。交通量は本線の上対馬町泉で観測されており 1,015 台/24 時間（令和 3 年度交通センサス）である。

利用は、住民の生活のための一般車両の他、通勤通学、商業施設への買い物、病院への通院等の公共交通機関、また、沿線添いにある観光地への観光バスや、鰐浦前方に浮かぶ海栗島分屯基地へ通じるための防衛関係車など大型車両も頻繁に往来する。

そのような道路利用状況の中、当該道路にあつてはカーブ区間が多く、見通しが悪いことや、規定の道路幅員が確保されていないことから、自動車の接触事故や、特に高齢者や幼児等歩行者においては交通事故も懸念されるところである。

長崎県では当該道路の一般県道大浦比田勝線においても、順次計画的に改良工事を進めてきているところである。

今回の申請地の周辺は北東側を公有水面とし、南北両側が漁港施設の埋立地、その間に位置する道路であり、西側道路背後には住宅が建ち並んでいる。

道路は一定の幅員とはなっておらず、最小幅員は 3m 未満と狭く、空石積みブロックの道路護岸である。

道路改良を進めるに当たり道路計画は、道路構造令に基づき、車道 2 車線 (0.75+2.75+2.75+0.75) 幅員 7.00m の横断構成となる。

計画を進めるに当たって、安全性を第一に車の走行性、視距等を考慮し、道路に隣接して建ち並ぶ住宅等を勘案した線形とした場合、公有水面を埋め立てることで道路用地を確保せざるを得ないことから、今回埋立申請の出願をするものである。

## 2. 埋立ての時期

現在の利用は、住民の生活のための一般車両の他、通勤通学等の公共交通機関や漁業関係車、観光バス等の大型車両の往来がある。

当該地にあっては道路幅が狭く、見通しも悪く車両同士の離合がしにくく、歩行者にとっても極めて危険であり早急な道路整備が必要である。

よって、令和12年度初めの竣功を目指しており、工事工程に4ヶ年を要するため現時点での埋立てを開始する必要がある。

## 3. 埋立ての場所

当該道路整備を行うに当たり、埋立ての動機でも述べたように、海岸線沿いを走る当該地において、山側への道路拡幅による整備は、道路沿いに住宅が建ち並んでいるため、非常に困難である。

よって、当該区間は海側を整備することとし、埋立てにより道路用地を確保せざるを得ないものである。

## 4. 埋立ての施行主体

一般県道大浦比田勝線の道路管理者である長崎県が施行主体となって事業の遂行にあたる。

## 5. 埋立ての規模

道路規格は、「道路構造令」より3種4級とし、車線幅 2.75mと路肩 0.75mの片側1車線と道路護岸構造物から成る。道路敷は延長 153.70m、道路幅員 9.00m～9.50mで約 988.70 m<sup>2</sup>となる。

漁港施設用地は、不整形の半円形状で 384.76 m<sup>2</sup>となる。

よって埋立面積は道路敷と漁港施設用地で合計 1373.46 m<sup>2</sup>となる。

## 6. 埋立ての効果

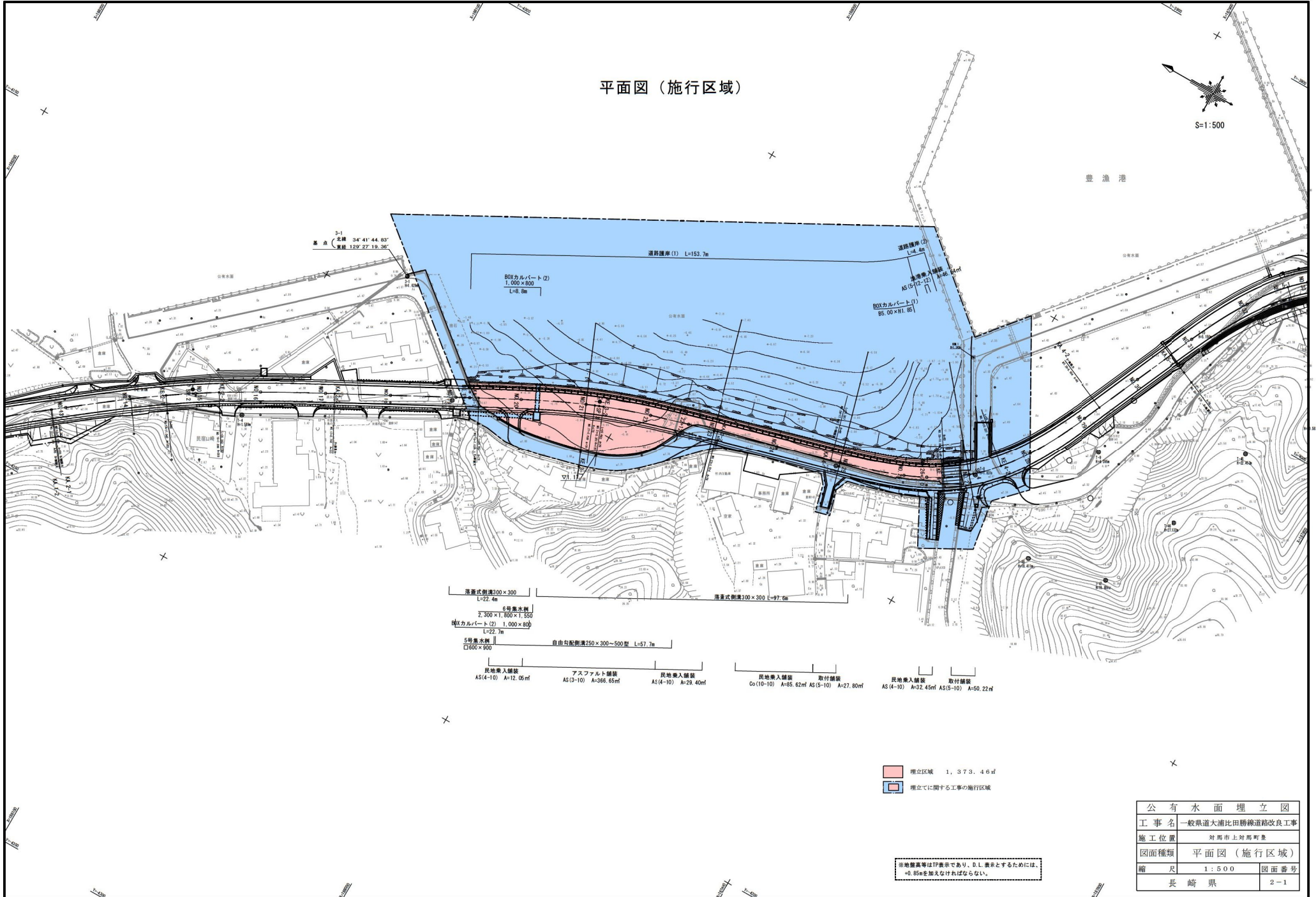
本埋立ての完成により、道路幅員の確保と道路法線の整理により、これまで懸案事項であった、大型車両等の離合の際の危険回避や、視距の悪さが解消される。このことで、走行性が向上し交通安全に繋がると共に、地元住民にとっても、安心な暮らしのための社会環境づくりの一つと考える。



平面図（施行区域）

S=1:500

豊漁港



※地盤高等はTP表示であり、D.L.表示とするためには、+0.85mを加えなければならない。

公有水面埋立図	
工事名	一般県道大浦比田勝線道路改良工事
施工位置	対馬市上対馬町
図面種類	平面図（施行区域）
縮尺	1:500
長崎県	2-1



## 議案第 5 2 号

### 財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年対馬市条例第 5 2 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 1 6 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

### 記

- 1 取得する財産 消防ポンプ自動車 1 台
- 2 取得の方法 指名競争入札
- 3 取得金額 6 7, 1 0 0, 0 0 0 円
- 4 取得の相手方 住所 福岡県福岡市博多区東那珂 1 丁目 1 8 番 6 号  
氏名 (株) ヤナセファイテック  
代表取締役 合 家 崇



## 議案第 5 3 号

### 財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年対馬市条例第 5 2 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 1 6 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

### 記

- 1 取得する財産 消防ポンプ自動車 1 台
- 2 取得の方法 指名競争入札
- 3 取得金額 2 4 , 6 4 0 , 0 0 0 円
- 4 取得の相手方 住所 福岡県福岡市博多区東那珂 1 丁目 1 8 番 6 号  
氏名 (株) ヤナセファイテック  
代表取締役 合 家 崇

